

公職選挙事務取扱規程の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年6月1日

香川県選挙管理委員会委員長 白 井 敏 雅

香川県選挙管理委員会規則第2号

公職選挙事務取扱規程の一部を改正する規則

公職選挙事務取扱規程（平成12年香川県選挙管理委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(在外選挙人名簿の登録等に関する異議の申出に係る通知等)</p> <p>第10条 <u>市町委員会は、法第30条の8第2項の規定により、在外選挙人名簿の登録又は在外選挙人名簿への登録の移転に関する異議の申出について、その異議の申出を正当であると決定した場合において在外選挙人名簿に登録し、若しくは在外選挙人名簿から抹消し、若しくは在外選挙人名簿への登録の移転をし、若しくは在外選挙人名簿からの抹消と同時に選挙人名簿の登録をした旨を通知するとき、又はその異議の申出を正当でないと決定した場合においてその旨を通知するときは、第11号様式に準じて行うものとする。</u></p> <p>2 <u>市町委員会は、法第30条の8第2項の規定により在外選挙人名簿に登録し、若しくは在外選挙人名簿から抹消し、又は在外選挙人名簿への登録の移転をし、若しくは在外選挙人名簿からの抹消と同時に選挙人名簿の登録をした旨を告示するときは、第12号様式に準じて行うものとする。</u></p>	<p>(在外選挙人名簿の登録に関する異議の申出に係る通知等)</p> <p>第10条 第5条の規定は、在外選挙人名簿の登録に関する異議の申出に係る通知及び告示について準用する。この場合において、同条中「<u>法第24条第2項</u>」とあるのは「<u>法第30条の8第2項において準用する法第24条第2項</u>」と、「<u>選挙人名簿</u>」とあるのは「<u>在外選挙人名簿</u>」と、「<u>第4号様式</u>」とあるのは「<u>第11号様式</u>」と、「<u>第5号様式</u>」とあるのは「<u>第12号様式</u>」と読み替えるものとする。</p>

第11号様式（第10条関係）

年 月 日

様

市（町）選挙管理委員会委員長 氏 名 印

在外選挙人名簿に関する異議の申出に対する決定について

年 月 日付けで在外選挙人名簿の登録（在外選挙人名簿への登録の移転）
 に関し、あなた（何某）から異議の申出がありました。その異議の申出を正当と認め、何
 した（何の理由によりその異議の申出を正当でないとして決定した）ので通知します。

記

1 次の者（何人）を在外選挙人名簿に登録した。

最 終 住 所	氏 名	生年月日	性 別

2 次の者（何人）を在外選挙人名簿から抹消した。

最 終 住 所	氏 名	生年月日	性 別

3 次の者（何人）について在外選挙人名簿への登録の移転をした。

最 終 住 所	氏 名	生年月日	性 別

4 次の者（何人）について在外選挙人名簿からの抹消と同時に選挙人名簿の登録をした。

最 終 住 所	氏 名	生年月日	性 別

5 何某の氏名「何」を「何」と修正した。

6 何

注 「最終住所」欄は、最終住所地登録の場合に限り最終住所を記載し、本籍地登録の
 場合は、「本籍地登録」と記載すること。

第11号様式（第10条関係）

年 月 日

様

市（町）選挙管理委員会委員長 氏 名 印

在外選挙人名簿に関する異議の申出に対する決定について

年 月 日付けで在外選挙人名簿の登録に関し、あなた（何某）から異
 議の申出がありました。その異議の申出を正当と認め、何した（何の理由によりその
 異議の申出を正当でないとして決定した）ので通知します。

記

1 次の者（何人）に登録した。

最 終 住 所	氏 名	生年月日	性 別

2 次の者（何人）を抹消した。

最 終 住 所	氏 名	生年月日	性 別

3 何某の氏名「何」を「何」と修正した。

4 何

注 「最終住所」欄は、最終住所地登録の場合に限り最終住所を記載し、本籍地登録の
 場合は、「本籍地登録」と記載すること。

第12号様式（第10条関係）

市（町）選挙管理委員会告示第 号

年 月 日付けで在外選挙人名簿の登録（在外選挙人名簿への登録の移転）に関し異議の申出があり、審査の結果、その異議の申出を正当であると決定したので、次のとおり登録（抹消、在外選挙人名簿への登録の移転を、在外選挙人名簿からの抹消と同時に選挙人名簿の登録を）した。

年 月 日

市（町）選挙管理委員会委員長 氏 名

最 終 住 所	氏 名	生 年 月 日	性 別

注 「最終住所」欄は、最終住所地登録の場合に限り最終住所を記載し、本籍地登録の場合は、「本籍地登録」と記載すること。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

第12号様式（第10条関係）

市（町）選挙管理委員会告示第 号

年 月 日付けで在外選挙人名簿の登録に関し異議の申出があり、審査の結果、その異議の申出を正当であると決定したので、次のとおり登録（抹消）した。

年 月 日

市（町）選挙管理委員会委員長 氏 名

最 終 住 所	氏 名	生 年 月 日	性 別

注 「最終住所」欄は、最終住所地登録の場合に限り最終住所を記載し、本籍地登録の場合は、「本籍地登録」と記載すること。